

函館市犬猫管理所の設置および管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物を収容等するための函館市犬猫管理所の設置および管理について定めることを目的とする。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市犬猫管理所（以下「犬猫管理所」という。）

位置 函館市見晴町36番地4

(開所日および開所時間)

第3条 犬猫管理所の開所日は、次の各号に掲げる日を除いた日とする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日

2 犬猫管理所の開所時間は、午前9時から午後5時までとする。

(業務)

第4条 犬猫管理所の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づき捕獲、抑留した犬の収容

(2) 動物愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の規定に基づき引き取り、収容した犬または猫の一時保管および飼養管理

(3) 死亡した犬、猫およびそれらと同等以下の大きさの小動物（以下「犬猫等」という。）の焼却

(4) 第1号から前号までの業務に関連する業務

(業務日誌)

第5条 犬猫管理所の開所日に行った業務について、別記第1号様式（その1）の「犬猫管理所業務日誌」を作成する。

2 犬猫管理所の閉所日に行った業務について、別記第1号様式（その2）の「閉所日における犬猫管理所業務日誌」を作成する。

（死体発見記録票）

第6条 犬猫管理所の敷地内に放置されている犬猫等を発見した場合は、別記第2号様式の「死体発見記録票」を作成する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

犬猫管理所業務日誌

課長	主査	担当	管理所業務担当者

_____年 月 日 曜日

1 搬入頭数および焼却炉使用時間

区 分		成 犬	子 犬	成 猫	子 猫	その他	合 計
生体搬入	保健所受付						
	管理所受付						
	合 計						
死体搬入	保健所受付						
	管理所受付						
	合 計						
放置されていたもの							
焼却炉使用 時間	時 分～ 時 分						
	時 分～ 時 分						
	時 分～ 時 分						
	合 計						
回							

2 返還, 譲渡, 処分, 飼育頭数

区 分	内 容	成 犬	子 犬	成 猫	子 猫	その他	合 計
返 還							
譲 渡							
処 分							
飼 育							

3 来所者

来所者	時 分～ 時 分	個人	人
		(代行) 業者名	(人)
		目的	
	時 分～ 時 分	個人	人
		(代行) 業者名	(人)
		目的	
	時 分～ 時 分	個人	人
		(代行) 業者名	(人)
		目的	

4 給餌, 清掃

区分		内容
給 餌	時 分 ~ 時 分	
	時 分 ~ 時 分	
清 掃	時 分 ~ 時 分	
	時 分 ~ 時 分	

5 犬・猫飼育状況

犬

④	⑤	⑥
③	猫	
②	①	⑦
①	③	⑧
	②	
	④	

6 その他

.....

.....

.....

.....

.....

.....

閉所日における 犬猫管理所業務日誌

課長	主査	担当	管理所業務担当者

_____年 月 日 曜日

1 入退所時間

入室時間	時	分	
退所時間	時	分	

2 搬入頭数

区 分	成 犬	子 犬	成 猫	子 猫	その他	合 計
放置されていたもの						

3 給餌, 清掃

	区 分	内 容
給 餌	時 分 ~ 時 分	
	時 分 ~ 時 分	
清 掃	時 分 ~ 時 分	
	時 分 ~ 時 分	

4 犬・猫飼育状況

犬

④	⑤	⑥	
③	猫	⑦	
②		①	②
①		③	④
			⑧

5 その他

.....

.....

.....

.....

.....

.....

死体発見記録票

年 月 日

発見日時	年 月 日 曜日 時 分	
発見者		
発見場所		
死体の 特徴	種類	
	数	
	毛色	
	性別	
	大きさ	
	その他	
	発見時の状況	
飼い主の状況が分かる物の有無およびその内容	・有 [] ・無	
焼却日	年 月 日 曜日	